

会員増強に影響を与える規定審議会による変更事項

2007年規定審議会は97の立法案を採択し、そのうち59はRI組織規定文書に変更を加える制定案でした。方針に関するすべての変更は7月1日をもって有効となります。

以下に、会員増強関連活動の運営管理に影響を与える方針に関するいくつかの変更を以下に要約いたしましたのでご参照ください（各採択制定案は、決定報告書ですぐに見つけられるよう番号を併記してあります）。

出席

a.. 07-11 :

クラブ理事会は一般に認められた祝日にクラブ例会を取り止めることができる。

b.. 07-14 :

ロータリー年度の各半期間において、クラブ会員は、例会の60パーセントではなく、50パーセントに出席もしくはメイクアップすることが義務づけられる。

c.. 07-334 :

ロータリー年度の各半期間において、ガバナー補佐は、所属クラブの例会への最低30パーセントの出席要件から免除されるものとする。

クラブ会員

a.. 07-42 :

会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

b.. 07-57 と 07-330 :

クラブは、たとえ学友の職業分類が充填されている場合でも、ロータリー財団学友を正会員として選出することができる。

c.. 07-329 :

クラブは、地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示してきた、地域社会で良い評判を受けている人を正会員に選出することができる。

会費

a.. 07-283 :

RI人頭分担金は、2007-08年度には半期毎に米貨23.50ドルとなり、2008-09年度には半期毎に米貨24ドル、2009-10年度には半期毎に米貨24.50ドル、2010-11年度には半期毎に米貨25ドルとなる。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで半期毎に米貨25ドルとする。

b.. 07-287 :

各新会員につき、各クラブは、会費を支払う次の半期が始まるまで比例人頭分担金を支払うものとする。会員となってから丸1カ月ごとに支払うべき額は、人頭分担金の12分の1とする。

RI 組織規定の改正を反映した「手続要覧」が改訂され、全クラブと全地区に送付されます。10月下旬までに英語版、3月までにその他の言語で入手が可能となります。また、www.rotary.org から決定報告書、をダウンロードしていただけます。

クラブ・地区支援担当（日本事務局奉仕室）職員

RI には、規定審議会、RI の方針、もしくはクラブや地区の運営管理に関する皆さまのご質問にお答えできる担当職員がおります。クラブ・地区支援担当部（日本事務局奉仕室）は、ロータリアンからのお問い合わせや RI の方針や手続きに関するご質問にお答えいたします。

編集者： 会員増強部シニア・コーディネーター
Jana Bodensteiner（ジャナ・ボードンスタイナー）

Membership Development Division

Rotary International

www.rotary.org/membership

membershipminute@rotary.org